

## 花と緑の 豊かな まちづくり

花や緑は良好な景観づくりに大きく寄与します。  
花や緑の豊かなまちづくりは誰もができる  
景観づくりのひとつです。



### 緑化計画書の届出

☞ 詳細は景観課へお問い合わせください。

- ・次のような建築や開発を行う場合には、**当該行為に着手しようとする日\*の30日前までに景観課へ緑化計画書の届出**が必要です。\*建築基準法、都市計画法、その他法令の規定による手続きを必要とするときは、当該手続きをしようとする日。

#### 届出が必要な行為

- 敷地面積が1,000m<sup>2</sup>以上で建築確認が必要な行為
- 敷地面積が3,000m<sup>2</sup>以上の開発行為

#### 緑化基準

民間施設	(敷地面積-敷地面積×法定建ぺい率/100)×20%以上
公共施設	(敷地面積-敷地面積×法定建ぺい率/100)×30%以上

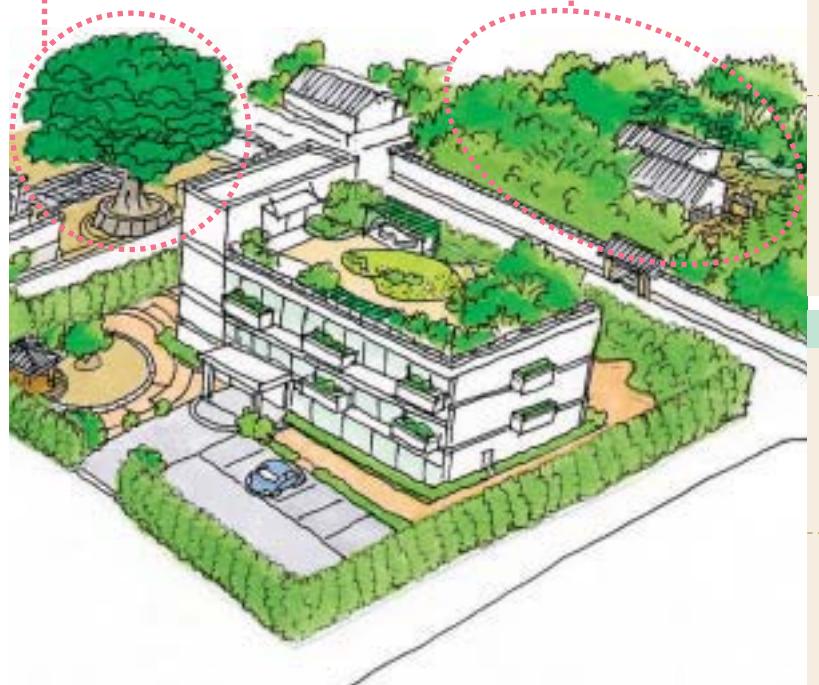
\*国や県も含めた公共施設は率先して緑化を図ります。

### 緑化活動への助成があります

☞ 詳細は景観課へお問い合わせください。

#### 郷土の名木への助成

- 対象 ・郷土の名木の所有者  
助成額 ・管理に要する費用の一部



#### 緑の保全地区内の助成

- 対象 ・緑の保全地区のうち、保全協定を市と締結した土地所有者  
助成額 ・管理に要する費用の一部

#### 民間施設緑化の助成

- 対象 ・1,000m<sup>2</sup>以上の敷地で緑化計画書を提出し、基準に適合した土地所有者等  
助成額 ・緑化工事費の1/2以内  
・限度額：屋上緑化を含む場合 50万円  
屋上緑化を含まない場合 20万円

#### 緑化空間創出のための助成

- 対象 ・専用住宅、店舗付住宅、会社事務所、民間駐車場、店舗等の建物における緑化  
・植栽するため必要な舗装、ブロック塀等の取り壊し工事等も含む  
助成額 ・緑化工事費の1/2以内  
・限度額：屋上緑化を含む場合 50万円  
屋上緑化を含まない場合 20万円

魅力ある景観の形成に向けて

# 豊かなひろがりのある 花のあうまち・みやざき

## 宮崎市の景観づくり(手続き編)



#### お問い合わせ

〒880-8505宮崎市橋通西一丁目1番1号 URL <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

#### ●景観・屋外広告物・花と緑に関するご質問

宮崎市都市整備部景観課 TEL 0985-21-1817 FAX 0985-21-1816 E-mail 30keikan@city.miyazaki.miyazaki.jp  
URL <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>で宮崎市のホームページに入り、景観まちづくりをクリックして下さい。

#### ●道路占用許可手続きに関するご質問

宮崎市建設部用地管理課 TEL 0985-21-1805 FAX 0985-27-6377 E-mail 25youti@city.miyazaki.miyazaki.jp

# 美しいまちをつくる取組み

## 建築物等の誘導

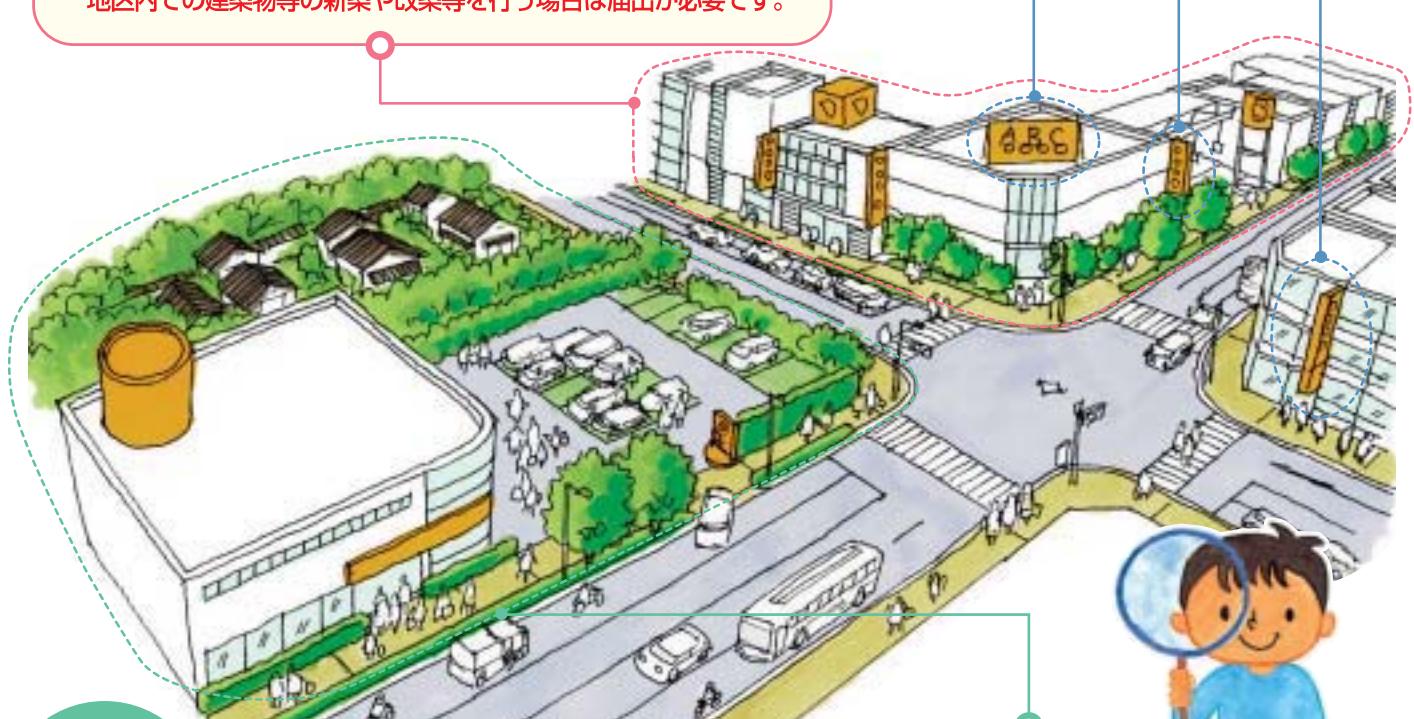
- 市民の地域に対する誇りと愛着をはぐくむような美しく魅力ある景観形成を進めるために、「景観法」に基づく「宮崎市景観計画」や、「宮崎市景観条例」を制定し、取り組みを行っています。
- 市内全域を景観計画区域とします。また、景観形成上特に重要な地区については重点景観形成地区等に指定し、地区ごとの方針や基準を定めます。
- 届出によりデザインや色彩等の景観に関する協議を行い、宮崎にふさわしい景観づくりを行います。

★一定規模以上の建築物等及び重点景観形成地区・景観形成推進地区内の建築物等の新築や改築等を行う場合は届出が必要です。

## 屋外広告物のコントロール

- 良好な景観の形成や安全な生活を守るために、「宮崎市屋外広告物条例」による規制を行っています。
- 全市を地域特性に合わせて6段階に区分けし、適切な基準を設定し、規制しています。

★屋外広告物の掲出には、一部を除き、原則、許可が必要です。



## 花と緑の豊かなまちづくり

緑につつまれた美しい景観をつくるために、「宮崎市緑のまちづくり条例」を制定し、取り組みを行っています。

### ①「緑の保全地区」の指定

市の自然環境や景観上、重要な樹林地を指定し、緑地を守ります。

### ②「郷土の名木」の指定

市内に残る古木、巨木、名木を指定し、貴重な緑を後世に引き継ぎます。

### ③公共施設、大規模な民間施設の緑化

市民の見本となる公共施設、影響の大きい大規模開発等について緑化を誘導していきます。

### ④アイビー大作戦

市内の建物やブロック塀をアイビーで覆い、緑を増やしていきます。

★一定規模以上の建築や開発を行う場合は、緑化計画書の届出が必要です。

★助成制度もあります。

## まちなみ景観のコンセプト

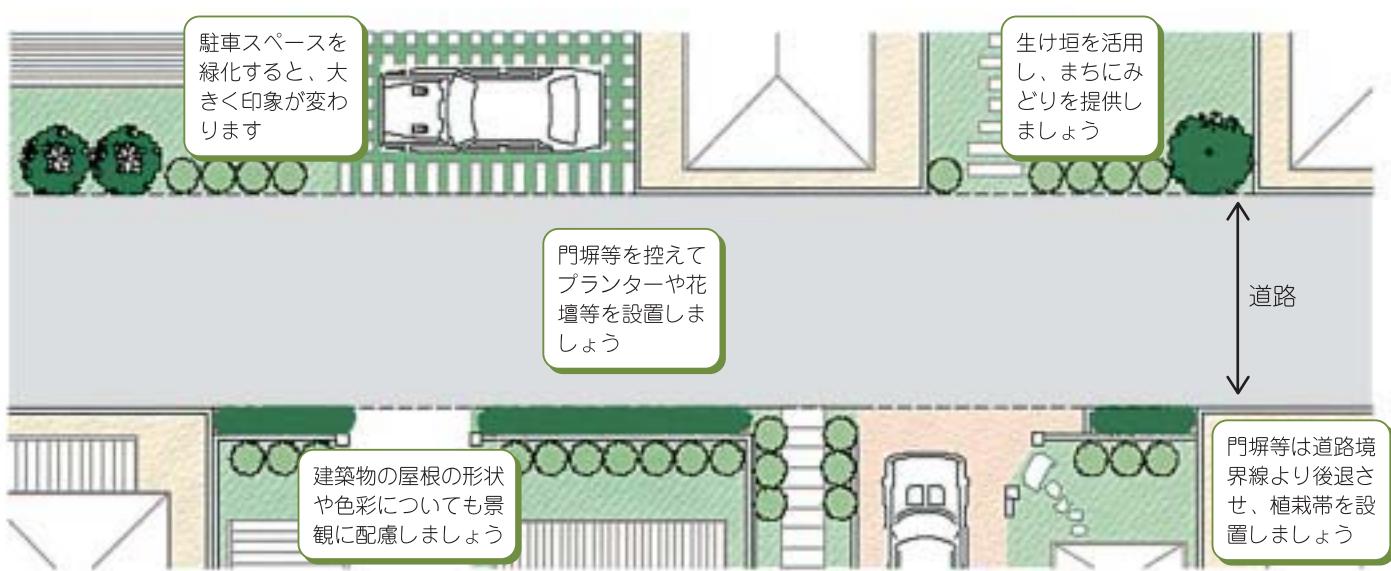


個人の住宅や店舗、オフィスは「まちなみ」を構成する重要な要素の一つです。これらの建築物の外観や道路に面している門・塀などの外構は、「まちなみ景観」を構成している「公共的空間」の一部です。

良好な「まちなみ景観」を形成するには、誰もが利用できる道路や歩道などの公共空間の整備とともに、個人が景観の重要な要素である「公共的空間」を意識し、それらをまちなみとして連続させていくことが重要です。

宮崎市の美しいまちづくりを実現するためには、市民や事業者のみなさんのご理解とご協力が不可欠です。みなさんと行政がお互い連携しながら美しいまちづくりを推進していきましょう。

## うるおいのある建築景観誘導



## 道路沿いの敷地の景観形成手法

歩いていて、また車で通るとき、通りの景観は私たちの目にいやおうなしに飛び込んできます。その景観が緑あふれるものであれば、見る者的心を和ませてくれるでしょう。

通りから見える景観は、みんなの配慮によって、より良いものへと変えていくことができます。例えば、通りに面して生け垣や植栽・花壇スペースを設けたり、駐車スペースを緑化することなど、個人の工夫次第で花と緑あふれる街をつくることができます。

わたしたちのまち宮崎をみんなの手で、緑あふれる美しい街にていきましょう。



## 建築物等 の誘導

民有空間の建築物や広告物、緑化等は景観の形成に大きな影響を与えます。建築物等の新築、改築、外観の変更等は、良好な景観を形成する良い機会です。

### 景観に関する届出

詳細は景観課へお問い合わせください。

**市内全域** (重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く)

- ・景観法に基づき、建築物や工作物等の**新築等の行為に着手しようとする日の30日前までに景観課に届け出てください。**
- ・届出が必要な建築物及び工作物の大きさは、下記のとおりです。

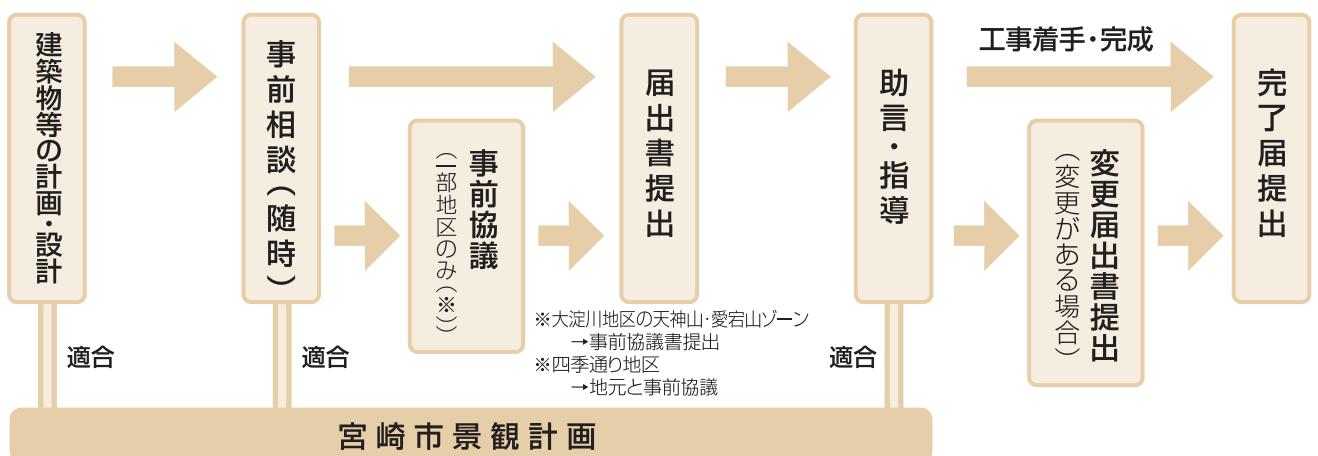
建 築 物	工 作 物
(1) 地盤面から最高部までの高さが10m以上	煙突・排気塔 高さ6m以上
(2) 延べ面積又は建築面積が300m <sup>2</sup> 以上	R C 柱・鉄柱・木柱 高さ15m以上
(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、延べ面積又は建築面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上)	記念塔・装飾塔 高さ4m以上
	高架水槽・冷却塔
	物見塔・サイロ 高さ8m以上
	石油・ガスタンク
	擁壁 高さ5m以上

**重点景観形成地区** (一ツ葉リゾート地区・高千穂通り地区・日南海岸地区・大淀川地区)

**景観形成推進地区** (四季通り地区)

- ・景観形成を進める上で重要な場所を「重点景観形成地区」、地域住民や事業者などが、自ら積極的に取り組もうとする地域については「景観形成推進地区」に指定し、その地区の景観特性を活かした良好な景観づくりを推進しています。
- ・地区内での**新築等の行為に着手しようとする30日前までに景観課に届け出てください。**
- ・地区内では、規模を問わず届出が必要となります。

### 届出の流れ



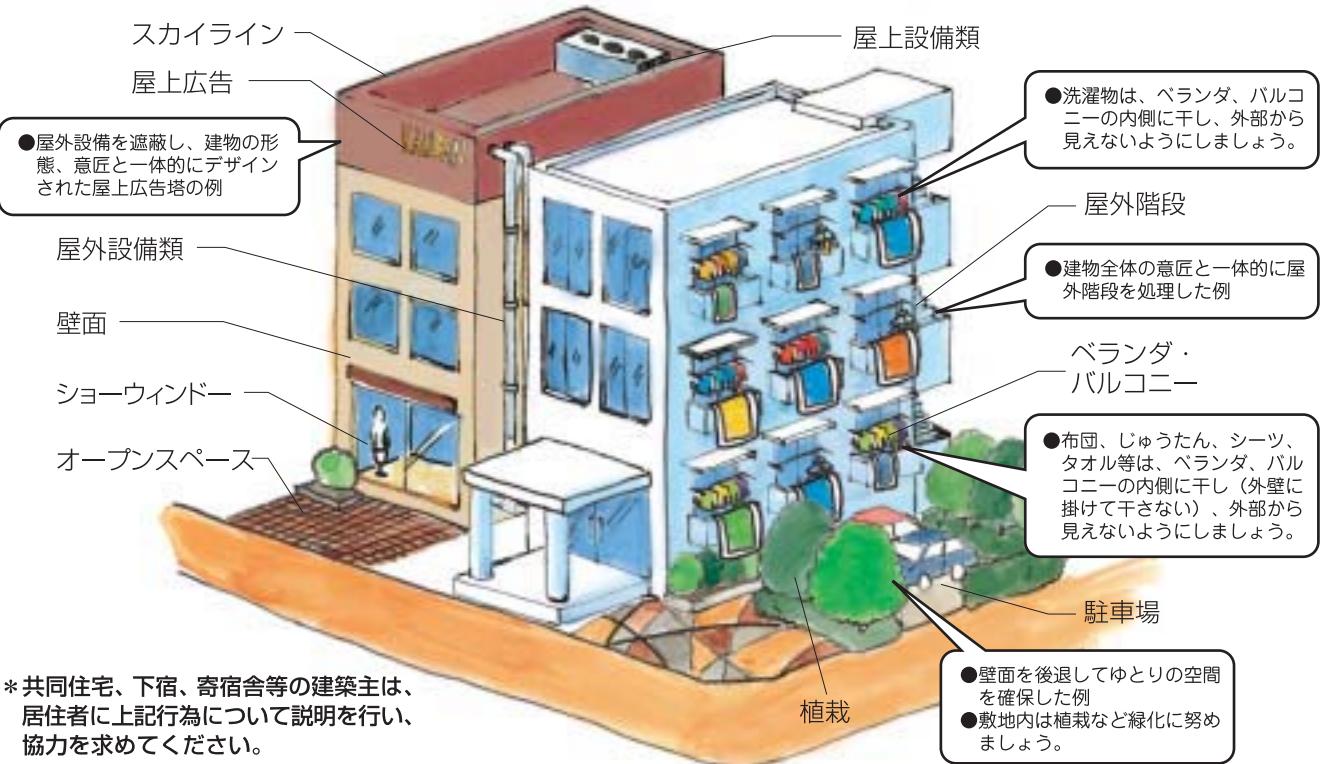
## ● 誘導のイメージ



埠等を緑化することで景観上の無機質さを防ぐ効果が期待できます。



一定の高さにスカイラインがそろったまちなみ例



\*共同住宅、下宿、寄宿舎等の建築主は、居住者に上記行為について説明を行い、協力を求めてください。



屋根の形状、ラインをそろえて整ったまちなみをつくりましょう。また、敷地内を緑化すると潤いのあるまちなみをつくることができます。



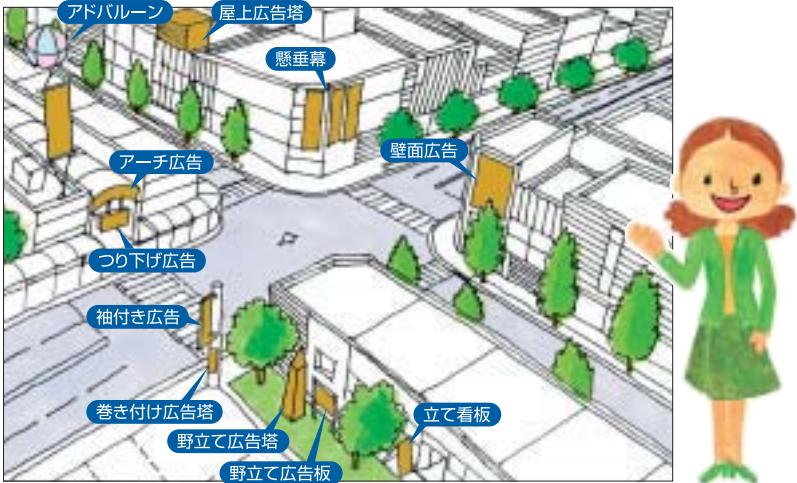
駐車場の周囲を植栽で囲みパーキングスペースを緑化すると潤いのある景観が形成されます。

## 屋外広告物のコントロール

屋外に表示されている看板やはり紙等の屋外広告物は、身近な情報を探し、まちの活気や賑わいを演出する効果があります。日常生活に対して大きな役割を果たしている一方で、無秩序に氾濫したり適正な管理が行われないと、自然やまちの景観を損なったり、落下・倒壊などによる危険や交通安全上の妨げにもなります。

### 屋外広告物とは

- ①常時又は一定期間継続して表示されるものであること。
- ②屋外で表示されるものであること。
- ③公衆に表示されるものであること。
- ④看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。



### 禁止広告物

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、絶対に出してはいけない広告物があります。

- 汚いもの、倒壊、落下のおそれのあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似しているもの 等

### 禁止物件

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、広告物を設置してはいけないものがあります。



### 禁止地域と規制地域

**禁止地域**…観光地等の本市の顔となる地域や、良好な住環境を形成する地域等を禁止地域としています。  
原則、屋外広告物の掲出が禁止されている地域、場所です。

ただし、一定の条件(広告物の種別、面積など)に適合するものについては許可を受け、又は許可不要で掲出できます。

**規制地域**…商業地や工業地等の経済活動が活発な地域を、規制地域としています。

原則、屋外広告物を掲出するには許可が必要な地域、場所です。

地 域	きびしい			ゆるやか				
	禁 止 地 域	第1種禁止	第2種禁止	規 制 地 域	第3種禁止	第1種規制	第2種規制	第3種規制
主な該当する 場所	●日南海岸国定公園の特別地域等	●第1種、第2種低層住居専用地域 ●風致地区等	●第1種、第2種中高層住居専用地域(一部除く) ●都市計画区域外等	●市街化調整区域 ●準工業・準住居系	●第1種住居地域 ●第2種住居地域等 ●商業地域等	●近隣商業地域 ●商業系		

まずは、設置場所の規制区分をご確認ください。  
(電話でお調べいたします。景観課へお問い合わせください。)

### 屋外広告物の設置の許可手続き

・屋外広告物を設置する場合、原則として、**宮崎市屋外広告物条例**に基づき、**設置しようとする日の10日前までに景観課へ許可申請書等を提出**する手続き等が必要です。

☞ 詳細は景観課へお問い合わせください。

### 屋外広告物の設置等を行う際の届出

☞ 詳細は景観課へお問い合わせください。

- ・景観に大きな影響を与える一定規模以上の屋外広告物の設置等を行う場合、**宮崎市景観条例**に基づき、**工事等に着手する日の30日前までに景観課への届出**が必要です。
- ・届出の対象となる屋外広告物は下記のとおりです。

届出の対象となる屋外広告物	
市内全域(重点景観形成地区を除く) (景観形成推進地区を含む)	高さ4m以上、または表面積の合計が20m <sup>2</sup> 以上の広告塔(屋外広告・野立広告・袖看板等)、広告板(壁面広告・懸垂幕等)
重点景観形成地区	全ての屋外広告物

### 道路に看板等を設置する場合の「占用許可の手続き」

☞ 詳細は用地管理課へお問い合わせください。

- ・道路(上空を含む)に看板や日よけを設置する場合は、道路管理者への**「道路占用許可申請の手続き」**が必要です。(道路法第32条)
- ・道路管理者に無断で設置されている物件については、すみやかに占用手続きを行いうか、設置者みずからが撤去してください。そのまま放置すると、道路法の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則があります。



### ■ 次のような行為については、処罰されることがあります。(道路法第100条・道路交通法第119条)



- 道路に禁止物件を置くこと。
- 許可手続きを取らずに占用物件を設けること。
- 交通の妨害となる方法で物件を置くこと。

- 承認及び許可手続きをとらずに道路工事をすること。
- 道路を損傷又は汚染する行為